

役員報酬規程



役員報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 定款第21条に基づき、報酬等について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 社会福祉法人ハマノ愛生会の役員（理事・監事）に対して適用する。

第2章 報酬等

(報酬の額)

第3条 役員には、各年度の総額が3,000万円を越えない範囲で、報酬を支給する。各役員への報酬額は、以下のとおりとする。ただし、人事管理規程上の職務（本部長、施設長等）にある理事には役員報酬は支給せず、職員給与に関する規程に基づき、給与を支給する。又、役員の退職金については支給しないものとする。

役員等	報酬の額
理事長	750,000円/月
常務理事	150,000円/月
理事・監事	12,000円/回
第三者委員	2,000円/月

(費用弁償)

第4条 第2条に示す役員が業務により出張等をした場合は、それに要した費用を弁償するものとし、細部は旅費規程による。

(業務内容)

第5条 報酬等の支払いに関する主な業務

- 1 理事長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 2 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また理事会ならび評議員会に出席し、必要があると認める時は、意見を述べるものとする。

第3章 雑則

(規程の改廃)

第6条 この規程を改定または廃止するときは、評議員会の議決を経るものとする。

附則

1. この規程は、平成29年6月13日より施行する。
2. 平成17年6月1日制定の社会福祉法人ハマノ愛生会の役員報酬規程は、この規程の実施をもって廃案とする。